

食品表示を行うみなさまへ！

平成 29 年 9 月 1 日から、新しい原料原産地表示制度がスタートしました

国内で製造された

全加工食品の原材料の 産地表示が義務付けられました

① 1 番多く使用された原材料の産地を表示します

産地の書き方は？

- 原材料が生鮮食品 国産品→**国産**（都道府県名も可）
輸入品→**輸入国名**
- 原材料が加工食品 国産品→**国内製造**（都道府県名も可）
輸入品→**〇〇製造**（〇〇には製造国名）



注意！

既に義務化されていた 22 食品群と 4 品目+おにぎりののりは、国別重量順表示のみで、これらの表示はできません

② 複数産地がある場合は 重量の多い産地順（国別重量順表示）で表示します

国別重量順表示が困難な場合は？

- 産地が 2 つ以上 → 「又は」で表示できません（又は表示）
例：豚肉（アメリカ**又は**国産）
- 外国の産地が 3 つ以上 → 「輸入」と表示できません（大括り表示）
例：豚肉（**輸入**、国産）
- 国産品+外国の産地が 3 つ以上 → 「又は」と「輸入(大括り)」で表示できます
例：豚肉（国産**又は**輸入）

**猶予期間は令和 4 年 3 月 3 1 日まで
それまでに適切な表示ラベルに切り替えましょう！**

詳細については下記までお問い合わせください

富山県食品表示 110 番

TEL : 076-444-8484

FAX : 076-444-8600

E-mail syokuhinhyouzi@esp.pref.toyama.lg.jp

富山県農産食品課食品安全係

TEL : 076-444-8816

FAX : 076-444-4410